

# 政府の 物価高対応子育て応援手当

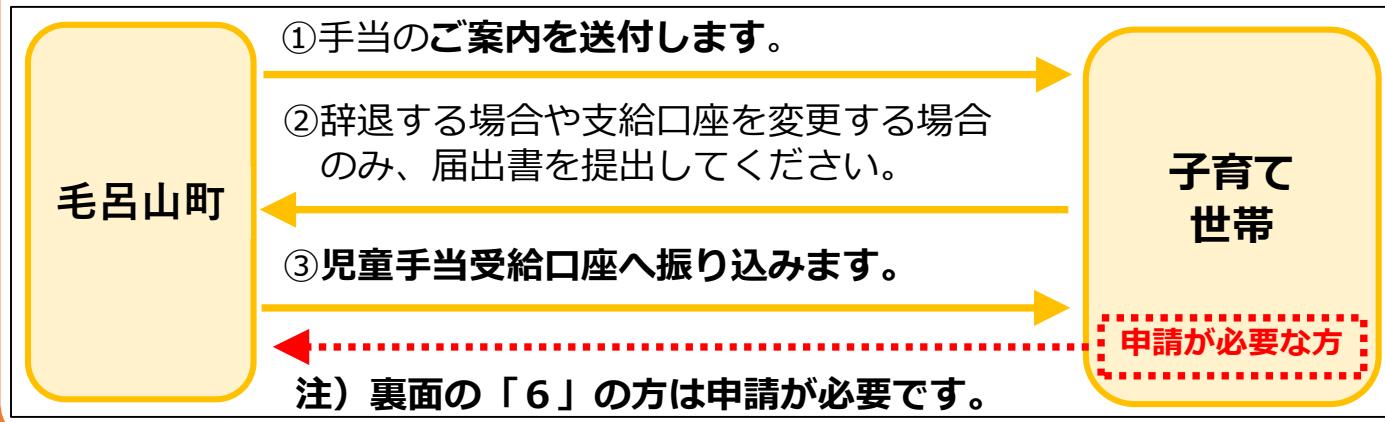
こどもまんが  
こども家庭庁  
のご案内

## ■申請書の提出は必要ですか？

原則 **申請は不要** です。

申請が必要な方は裏面「6」に記載があります。

注) 支給を辞退する場合や、口座解約等の理由により支給口座を変更する場合のみ、令和8年1月26日までに届出書を、毛呂山町役場子ども課へ郵送するか窓口までご持参ください。また口座を変更する場合は、併せてこども医療費等や児童手当の口座変更も必要となりますのでご了解ください。



## 1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

- (1) **令和7年9月分（※）の児童手当の支給対象児童**（※令和7年9月に出生した児童については10月分）  
(2) 令和7年10月1日から**令和8年3月31日まで**に出生した児童

## 2. だれがもらえるの？【支給対象者】

上記（1）の**児童手当受給者**、または上記（2）の保護者のうち生計を維持する程度の高い者（児童手当受給者）

## 3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童 1人あたり**2万円**（1回限り）です。

## 4. いつもらえるの？【支給時期】

毛呂山町では**2月中旬頃から順次支給を開始**します。以降、入金の確認ができなかった場合は裏面記載の問合せ先にご連絡ください。

注) 裏面「6」の方は申請書提出後、概ね1ヶ月程度でご指定された口座に振り込み予定です。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

## 5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

### （1）児童手当受給者

**令和7年10月支給時（※）の児童手当受給口座**に振り込みます

### （2）申請を行った保護者（「6」の対象者）

**申請書で指定した口座**に振り込みます。

注) 口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、必ず下記の窓口にご連絡ください。

## 6. 申請が必要なのはどんな場合？

### （1）令和8年1月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者 →出生届提出時に子ども課で申請を行います。

### （2）令和7年10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者 →同封する申請書を、令和8年3月31日までに郵送もしくは窓口へ提出してください。

### （3）所属庁から児童手当を受給している公務員 →公務員の方は、所属庁より配布される物価高対応子育て応援手当申請書を令和8年3月31日までに子ども課まで郵送もしくは持参をしてください。

## 7. こんなときはどうなるの？

### ■引っ越しした場合はどうなりますか？

**9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。**ご不明な点があれば、前述の引越し前の市町村にお問い合わせください。

### ■DV被害により、子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

### 問い合わせ先（毛呂山町）

毛呂山町役場 子ども課 児童係  
電話：049-295-2112  
(受付時間：平日8:30～17:15)

### 問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター  
電話：**0120-252-071**  
(受付時間：平日9:00～18:00)



「物価高対応子育て応援手当」に関する

**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに毛呂山町から問い合わせを行うことがあります。ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めるることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに毛呂山町の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。